

拠出限度額、税制措置について

◎ 企業型

[拠出] ⇒ 企業は、確定拠出年金規約に基づき、掛金を拠出する。

◎ 個人型

[拠出] ⇒ 従業員、自営業者等は、掛金額を任意に決定し、各自が拠出する

	対象	限度額
企業型	企業年金がある企業の従業員	月額2.55万円
	企業年金がない企業の従業員	月額5.1万円
個人型	自営業者等(第1号被保険者)	月額6.8万円
	企業年金がない企業の従業員	月額2.3万円
	企業年金がある企業の従業員	対象外
	専業主婦(夫)等(第3号被保険者)、公務員	対象外

◎企業型は**全額損金算入**、個人型は**全額所得控除**の対象

◎運用収益は**全額非課税**。ただし、特別法人税の課税対象とする(⇒平成22年度末まで凍結)

◎給付時に課税

- ・一時金で受取る時：**退職所得控除** の対象
- ・年金で受取る時：**公的年金等控除** の対象